



令和5年度 第1回

石狩市市民参加制度調査審議会

令和5年10月17日(火) 15:00～
石狩市役所4階 401会議室

会議次第

1. 開会

2. 報告

(1) 令和4年度審議会の振り返り

3. 議題

(1) 令和4年度市民参加手続の実施運用状況の評価等について

(2) 市民参加制度の改善方策について

(3) 市民参加制度調査審議会の委員数について

(4) 第11次市民参加制度調査審議会答申案について

4. その他

5. 閉会

◆委員名簿◆

| 役職 | 新任 継続 | 氏名 | 選任区分 | 肩書 |
|-----|----------|--------|-----------------|-----------------|
| 委員 | 新規 | 加藤 光治 | 学識経験者 | 元石狩市代表監査委員 |
| | 新規 | 嶋田 拓馬 | 団体推薦 | 石狩商工会議所青年部 |
| | 新規 | 秋田谷 順子 | 団体推薦 | NPO 法人ひとまちつなぎ石狩 |
| | 新規 | 今野 くる美 | 一般公募 | |
| | 継続 | 砂子 タケ子 | 一般公募 | |
| | 新規 | 高梨 朝靖 | 一般公募 | |
| | 新規 | 濱岡 奈美江 | 一般公募 | |
| | 継続 | 本間 郁美 | 一般公募 | |
| | 新規 | 宇野 博徳 | 市職員 | 企画経済部企画課長 |
| 事務局 | | 松儀 倫也 | 環境市民部長 | |
| | | 富木 則善 | 環境市民部広聴・市民生活課長 | |
| | | 矢野 淳司 | 環境市民部広聴・市民生活課主査 | |
| | | 木本 明美 | 環境市民部広聴・市民生活課主査 | |
| | | 泉 亮子 | 環境市民部広聴・市民生活課主任 | |
| | | 有好 一晟 | 環境市民部広聴・市民生活課主任 | |

2. 報 告

(1) 令和4年度審議会(令和4年10月12日開催)の振り返り

①令和3年度市民参加手続の実施運用状況の評価等について

・概ね適正に実施されていたと評価する。

②市民参加制度の改善点について

・市民参加手続の手法について、これまで、あい・ボード、市ホームページ、広報等により市民周知をされてきているが、現代の情報収集の手法として、スマートフォンやパソコン等のデジタル化による配信方法を検討してください。

・パブリックコメントの募集について、法的な文面を使用すると、内容が市民に伝わりにくいため、もっとわかりやすい簡易的な表現で資料等を作成するよう検討してください。

・パブリックコメントの募集を、市公式LINEを使用して周知する方法や、手軽にスマートフォン等で意見提出ができるなど、幅広い年代で市民参加手続ができる仕組みを検討してください。

3. 議 題

(1) 令和4年度市民参加手続の実施運用状況の評価等について

- 資料1 令和4年度市民参加手続の実施状況
- 資料2 令和4年度審議会等の開催状況
- 資料3 令和4年度パブリックコメント手続等の実施状況

(2) 市民参加制度の改善方策について

- 資料4 パブリックコメント手続における市公式LINEの運用開始について

(3) 市民参加制度調査審議会の委員数について

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 <抜粋>

(委員)

第 29 条 調査審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 15 人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内において活動する団体が推薦する者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって市長が行う公募に応じたもの
- (4) 市職員

2 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないようにするものとする。

3 市長は、第1項第3号に掲げる委員の数が5人を下回らないこととなるよう努めるものとする。

4 市職員である委員の数は、2人を超えることはできない。

● 委員数の推移

(条例第 29 条)委員 15 人以内

第5次:学識経験者2人、団体推薦者5人、公募6人、市職員2人 計15人

第6次:学識経験者1人、団体推薦者5人、公募5人、市職員1人 計12人

第7次:学識経験者1人、団体推薦者2人、公募5人、市職員1人 計 9人

第8次:学識経験者1人、団体推薦者2人、公募5人、市職員1人 計 9人

第9次:学識経験者1人、団体推薦者2人、公募5人、市職員1人 計 9人

第10次:学識経験者1人、団体推薦者2人、公募5人、市職員1人 計 9人

第10次答申 〈抜粋〉

3. 市民参加制度調査審議会のあり方について

「市民の声を活かす条例」第29条により、本審議会の委員は学識経験者、団体推薦者、一般公募(5人を下回らない)、市職員(2人を超えられない)の15人以内で組織すると定められています。

本審議会では、前回の第8次審議会の答申を受け、9人体制で審議を進めてきましたが、規定範囲内の委員構成で、本審議会の役割を十分果たすことができたと考えます。したがって、次の審議会においても、現在の委員構成と人数を維持し、9人体制で進めることが適当であります。

なお、本制度の改正が必要になるような、重要な審議を行う場合には、委員の数を増やす措置を講じる必要があると考えます。

(4) 第11次市民参加制度調査審議会答申案について

資料5 (第11次)市民参加制度に関する諮問

資料6 (第11次)市民参加手続の実施運用状況の評価等に関する答申(案)

4. その他
